

「母健連絡カード」の活用に当たって 事業主の皆さまへ

「母健連絡カード」とは、事業主が、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置を適切に講じるために、医師や助産師の指導事項の内容を事業主に的確に伝達するカードです。男女雇用機会均等法に基づく指針において様式が定められており、医師等による証明書となるものです。

「母健連絡カード」の新様式は、令和3年7月1日から適用されます。

こちらより、ダウンロードしてご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000763976.pdf>

産婦人科医等が発行した「母健連絡カード」に基づき必要な措置を講じる場合には、次の事項にご留意ください。

具体的な措置については、産業医等産業保健スタッフにご相談ください。

産婦人科医等からの指導内容に基づきどのような措置を講じたらよいのかわからない場合は、妊娠婦の方の了解を得て、主治医等と連絡を取り判断を求めるなど、適切な対応を図ってください。

◆「1. 氏名等」欄

妊娠週数、出産予定日から、今後必要な健康診査等の受診頻度、産前産後休業の時期を推定することができます。

標準的な健康診査の回数は以下のとおりですが、健康診査の回数は人によって異なります。例えば、基礎疾患のある方や不育症（※）の方、多胎妊娠（双子など）の方など健康診査の回数が多く必要な場合もあります。

標準的な健康診査の回数（出所「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」）

妊娠23週まで	おおむね4週間に1回
妊娠24週から35週まで	おおむね2週間に1回妊
妊娠36週から出産まで	おおむね1週間に1回

※ 不育症とは、生殖年齢の男女が妊娠を希望し、妊娠は成立するが流産や死産を繰り返して、生児が得られない（結果的に子どもを授けられない）状態をいいます。一般的に、妊娠中の不育症患者に対しては、医師による妊婦健診の際の経過観察及び内服等による治療や切迫流産の場合の休業等の診断が行われることが多いとされています。

◆「2. 指導事項 措置が必要となる症状等」欄

左欄の○の付いた症状等について、右欄の標準措置が必要となります。該当する標準措置に基づき措置を講じてください。

「身体的負担の大きい作業」のうち、特定の作業について制限の必要がある場合には、指導事項欄に○を付けた上で、具体的な作業を○で囲んでいる場合があります。

◆「標準措置に関する具体的内容、標準措置以外の必要な措置等の特記事項」欄

医師等が症状等に対応した「標準措置」とは異なる措置を実施すべきと判断した場合、または、より具体的な指導を行う場合には、この欄に記入されています。

◆「3. 上記2の措置が必要な期間」欄

記入された期間が、措置が必要とされる期間です。産婦人科医等の指示により、措置を講じる必要のある期間が延長される可能性があります。延長される場合には、「母健連絡カード」が新たに発行されます。

◆「4. その他の指導事項」欄

通勤緩和の措置や休憩に関する措置に○が付いていない場合でも、労働者からの申出等により適切な措置を実施するようにしてください。